

令和 7 年度設計業務等標準積算基準書の制定について

1 改定スケジュール

- (1) 本県の「設計業務等標準積算基準書」は、原則として毎年度10月1日に制定
(国土交通省が4月1日に改定する積算基準を反映)
- (2) 令和7年度は、単価に係る以下の項目について早期適用
 - ① 測量業務（一般土木、港湾・漁港）の諸経費率の改定（4月1日改定）

2 改定概要

- (1) 設計業務等標準歩掛
軟弱地盤技術解析業務、橋梁予備設計、橋梁書斎設計の歩掛を改定